

平成30年1月
警 察 庁

「放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成29年11月20日から同年12月19日までの間、「放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集を行ったところ、3件の御意見等を頂きました。

「放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布されるに当たり、頂いた御意見等及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第2号）

2 命令等の案を公示した日

平成29年11月20日

3 頂いた御意見等及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見等及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見等については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見等については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見等の総数及びその内訳

頂いた御意見等の総数 3件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	2件
電子メール	1件
F A X	0件
郵 送	0件

「放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する御意見等及びこれに対する警察庁の考え方について

改正案に賛成する御意見のほか、放射性同位元素等の運搬届出書の提出期限に係る特例規定の整備について、

- 提出期限を過ぎて運搬届出書が提出された場合に、急を要するやむを得ない理由があると都道府県公安委員会が認めた場合に当たらなかったときは、当該都道府県公安委員会はどのように対処するのか。
- 急を要するやむを得ない理由があると認められる場合についての具体的な事例を例示できないか。

といった御質問及び御意見がありました。

仮に、放射性同位元素等の運搬届出書が、改正後の放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令(昭和56年総理府令第30号)第2条第3項各号に定める提出期限を過ぎて提出された場合であって、当該届出に係る運搬について急を要するやむを得ない理由があると都道府県公安委員会が認めなかった場合には、当該都道府県公安委員会は、当該運搬届出書を提出した許可届出使用者等に対し、当該届出に係る運搬の開始の日を変更し、改めて同項各号に定める提出期限までに運搬届出書を提出するよう指導することとなります。

また、放射性同位元素等の運搬について急を要するやむを得ない理由があると都道府県公安委員会が認める場合として、例えば、海外で製造された放射性同位元素で医薬品の原料となるものを緊急に日本の病院まで輸送する必要性が認められる場合等を想定していますが、具体的にいかなる事例が該当するかについては、放射性同位元素等の運搬の目的等を考慮して個別に判断することとしています。